

◆直近事業年度における事業の概況

2022年度〔2022年4月1日から2023年3月31日まで〕事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2022年度のわが国経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で、緩やかに持ち直す動きとなりました。一方で、世界的な物価上昇やそれを受けた各国中央銀行による金融引締め等を背景に、世界的に景気の悪化懸念が強まり、わが国における景気の先行きについても不透明感が高い状況となりました。

国内株式は、欧米の物価動向や金融政策に対する思惑等に依り一進一退で推移しました。国内長期金利は、欧米金利の大幅な上昇の影響や日本銀行の金融政策修正および更なる政策変更等への思惑等も相まって上昇しました。また、日本および米国における金融政策の相違などを背景にドル高円安が進みました。

<事業の経過及び成果>

こうした状況の中、2022年度は、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2022」の最終年度として、同計画に掲げる「社会に貢献する」「社会に信頼される」「社会の変化に適應する」という3つの基本方針のもと、「人」「人」「デジタル」でお客さまを支え、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング^{※1}」への貢献を通じて「なくてはならない」生命保険会社の実現に向けた取組みを進めました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

特に、当社の創業以来不変の存在意義（パーパス）である「社会公共の福祉への貢献」を実現するという観点から、社会全体のサステナビリティに向けた取組みを積極的に進めており、2022年5月に、「社会に信頼される」「社会の変化に適應する」という3つの基本方針のもと、「人」「人」「デジタル」でお客さまを支え、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング^{※1}」への貢献を通じて「なくてはならない」生命保険会社の実現に向けた取組みを進めました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

特に、当社の創業以来不変の存在意義（パーパス）である「社会公共の福祉への貢献」を実現するという観点から、社会全体のサステナビリティに向けた取組みを積極的に進めており、2022年5月に、「社会に信頼される」「社会の変化に適應する」という3つの基本方針のもと、「人」「人」「デジタル」でお客さまを支え、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング^{※1}」への貢献を通じて「なくてはならない」生命保険会社の実現に向けた取組みを進めました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

特に、当社の創業以来不変の存在意義（パーパス）である「社会公共の福祉への貢献」を実現するという観点から、社会全体のサステナビリティに向けた取組みを積極的に進めており、2022年5月に、「社会に信頼される」「社会の変化に適應する」という3つの基本方針のもと、「人」「人」「デジタル」でお客さまを支え、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング^{※1}」への貢献を通じて「なくてはならない」生命保険会社の実現に向けた取組みを進めました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

(資産運用)

資産運用では、責任ある機関投資家として、中長期的安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指しております。そのもとで、物価上昇を背景とした欧米金利の大幅な上昇、国内金利の上昇、国内外金利差の拡大を背景としたドル高円安の進展など、外部環境の変化に対応し、将来の運用収益の確保やリスクコントロールの強化のため、資産配分を大幅に変更しました。

具体的には、保険金等の確実なお支払いに資することを目的として安定的に運用する「A L M^{※11}運用ポートフォリオ」では、為替ヘッジコストの上昇で収益性の低下した為替ヘッジ付外国国債を大幅に削減する一方で、収益性の向上した日本国債や為替ヘッジ付外債クレジット資産等を積み増しました。許容されるリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バランス運用ポートフォリオ」では、収益性の低下した為替ヘッジ付外国国債を大幅に削減する一方で為替ヘッジを行わない外国国債を積み増したほか、欧米の大幅な利上げにより国内外景気の不透明感が強まったため国内株式および外国株式の削減を行いました。

※11 A L M (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

また、責任ある機関投資家として、引き続きステewardシップ活動を通じた投資先企業との対話の促進や、グリーンボンド等の脱炭素化社会に向けて必要となる企業等の資金調達に積極的に応えることに加え、責任投資に関わる国内外のイニシアティブ^{※12}にも積極的に参加しました。2023年3月には、2050年温室効果ガス(G H G)排出量ネットゼロ^{※13}の達成に向け、資産ポートフォリオの2030年G H G排出量削減目標^{※14}を42%から50%へ引き上げました。

※12 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。
※13 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する(全体としての温室効果ガスの排出をゼロにすることを意味します)。
※14 削減目標は2019年度対比です。削減指標は、資産規模の影響を排除して評価するため「保有残高あたりのG H G排出量」(資産ポートフォリオのG H G排出量÷資産ポートフォリオ残高)とし、また対象Scopeは投資資産のScope1+2としております。なお、Scopeとは、G H G排出量を算定・報告する際の手帳を定めた国際的な基準であるG H Gアプロトクにおける区分であり、Scope1(直接排出量)、Scope2(間接排出量)、Scope3(その他の排出量)の3つがあります。

(海外事業)

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針としております。また、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じて、事業イノベーション等による付加価値の創出を図ることとしております。

この基本方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、グローバル人材の育成および新規M&Aの検討に注力しております。また、海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組みとしては、従来当社が運用していた海外事業債について、2022年7月からシメトラの投資顧問子会社であるSymetra Investment Management Companyへの全面委託を開始しました。本委託を通じ、長期的・安定的な資産運用利回りの向上ならびにグループ内の人財や知見等のリソースの有効活用に向けた取組みを一層進めてまいります。

(社会・環境課題への取組みを通じた価値創造)

社会・環境課題への取組みとしては、住友生命グループが一丸となってカーボンニュートラルを推進していく観点から、2023年3月には、従来は住友生命単体で設定していたG H G排出量削減目標を見直し、住友生命グループとして2050年にG H G排出量ネットゼロを目指すこと^{※15}を新たな目標としました。

※15 対象はScope1+2+3としております。なお、2030年目標として「2019年度対比G H G排出量(Scope1+2+3)50%減」を設定しております。

また、社会や環境の変化に先早く対応すべく、長期的な視点に立った企業変革の取組み(未来投資)の一環として、イノベーションの創出を推進しました。CVC^{※16}ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND(スミセイイノベーションファンド)」を通じ、WaaS^{※17}エコシステム等の新たな価値の創造を目指して、スタートアップ企業等とのオープンイノベーションによる事業共創に取り組んでおり、株式会社PREVENTと生活習慣病の重症化予防に関する共同事業を開始したほか、子育てサポート等に関する事業への出資を行いました。

※16 C V C(Corporate Venture Capital)とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

※17 W a a S(Well-being as a Service)とは、ウェルビーイング(よりよく生きること)に貢献するサービスを意味します。

さらに、健康づくりや地域創生等に貢献することを目的に全国の自治体との連携を進めており、Vitality健康プログラムの一部(アクティブチャレンジ^{※18})等を自治体に提供すること等により、地域住民の健康増進等、自治体の課題の解決を図る取組みを実施しております。2023年3月時点で、44の都道府県との協定等に基づく連携をはじめとして、全国の多数の市町との連携を行っております。

※18 1週間のサイクルで設定される運動ポイント目標を達成することで、特典が受けられる短期プログラムです。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、2016年度に発行した劣後特約社債840億円を2022年12月に期限前償還する一方、一層強固な財務基盤を構築するため、劣後特約付借入金により、同年12月に500億円を調達しました。経営管理面では、「お客さま本位の業務運営」の推進にあたり「住友生命グループ行動規範」^{※19}の浸透・実践を図っており、「心理的安全性」を確保し、「対話」と「行動」を実践できる組織・チームづくりに取り組んでおります。また、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、その一環としてジェントロジー^{※20}教育等の取組みを進めました。

※19 従業員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。
※20 老後の過ごし方や高齢社会の様々な課題を自然科学、社会科学、理工学など幅広い分野から研究する学問です。

社長が本部長を務める「人財共育^{※21}本部」を中心に、経営方針に基づいた事業戦略と人財戦略の一体化の取組みを進めております。2023年4月には、専門的な知見を持った高度専門人財を社内外から登用するため、執行役員と同等の権限を付与するエグゼクティブ・フェロー制度を導入したほか、厳しい採用環境においても必要な人財を確保するため、職員の処遇体系の見直し等を行いしました。多様な人財の活躍をさらに進めていくことで、お客さま・社会に新しい価値を提供してまいります。

※21 経営戦略を具現化する職員(人)を「財(たから)」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。

さらに、会社全体の生産性を最大化するためには、職員一人ひとりが自らと組織の生産性を高める方法を主体的に考え、相互の対話を深めていくことが重要であると考えており、それを行動に移すための指針として「シシ・働き方コンパス」を作成したほか、2023年2月に移転した東京本社では、より一層の価値創造に繋がる働き方を追求し、全社にその伝播を図るなど、働き方改革の更なる進化に取り組んでおります。

その他にも、人権への取組みとして、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・デリリジェンスや人権啓発研修等を実施したほか、税務に関するコーポレートガバナンスの向上に向けた取組みとして、税務に関する基本方針・行動規範である「住友生命グループ税務ポリシー」を制定しました。

(業績の概況)

2022年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、外貨建一時払商品の販売増加等により前年度比8.6%増の1094億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比3.5%増の721億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度比0.4%減の2兆2596億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※22}については、13月目継続率が97.4%(前年度末比0.1ポイント増)、25月目継続率が93.2%(同1.1ポイント増)となりました。

※22 保険契約の継続率は、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率) 募集対象年月:2020年11月から2021年10月まで、25月目(25月目継続率) 募集対象年月:2019年11月から2020年10月までに継続している契約の年換算保険料の割合です。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆3694億円(前年度末比0.2%増)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6999億円(同0.6%減)となりました。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	2022年度	前年度比
新契約	1094億円	8.6%増
うち生前給付保障＋医療保障等	327億円	7.1%減

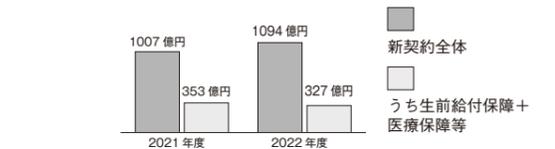
	2022年度末	前年度末比
保有契約	2兆2596億円	0.4%減
うち生前給付保障＋医療保障等	5611億円	0.5%増

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。

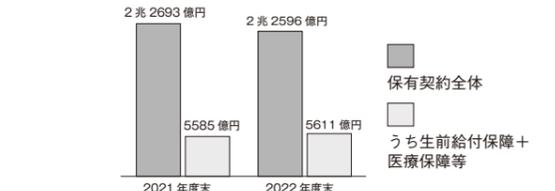
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2022年度	前年度比
新契約(グループ全体)	2780億円	28.9%増

	2022年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	3兆422億円	5.5%増

(注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です(住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険)。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

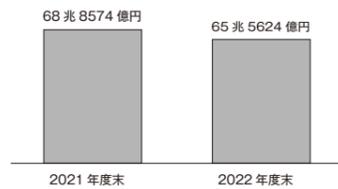
・保険金額

	2022年度	前年度比
新契約高	1兆2917億円	47.1%増
減少契約高	4兆5866億円	8.0%減

	2022年度末	前年度末比
保有契約高	6兆5624億円	4.8%減

(注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)

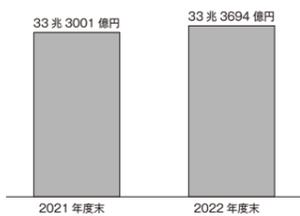


【団体保険および団体年金保険】

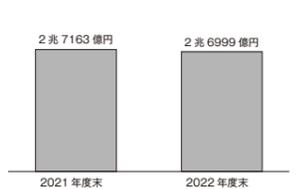
	2022年度末	前年度末比
団体保険	33兆3694億円	0.2%増
団体年金保険	2兆6999億円	0.6%減

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



(収支・資産等の概況)

2022年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。
収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆2164億円(前年度比3.4%増)、資産運用収益が1兆2030億円(同38.7%増)、支出面では、保険金等支払金が1兆9631億円(同11.7%増)、資産運用費用が5949億円(同429.6%増)、事業費が3364億円(同1.6%増)となりました。こうした結果、経常利益は618億円(同57.6%減)となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は1472億円(同152.3%増)となりました。
また、当期末処分剰余金は1479億円(前年度比149.9%増)となりました。
基礎利益^{※23}については、新型コロナウイルス感染症に関連した入院給付金等支払いの増加等により2363億円(前年度比29.1%減)となりました。

※23 為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しております。

年度末の総資産については35兆2981億円(前年度末比3.1%減)となりました。
当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については標準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆3054億円(前年度末比1.5%増)となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。
保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、812.8%(前年度末比3.8ポイント増)と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2022年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2022年度	前年度比
経常収益	4兆2254億円	17.4%増
経常利益	591億円	54.1%減
親会社に帰属する当期純剰余	1397億円	206.5%増

	2022年度	前年度比
グループ基礎利益*	2613億円	22.6%減

*グループ基礎利益は、住友生命とメディアケア生命の基礎利益、シメトラ、パオベト・ホールディングス、BN1ライフ、シングライフ・ホールディングス、P1C生命の税引前利益(住友生命の持分相当額)を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2022年度末	前年度末比
総資産	42兆6624億円	0.8%減

<対処すべき課題>

近年は、社会全体の急激なデジタル化や異業種提携等によるビジネスモデルの変化など、環境変化が激しく将来の予測が困難な時代であることに加え、少子高齢化や消費者意識の変化などにより、当社を取りまく事業環境はより一層厳しさを増していくものと考えております。
こうした環境変化に適切に対応しつつ、当社の果たすべき使命である「サステナビリティ経営方針」の実現に向け、着実に歩みを進めるためには、足元の課題に適切に対応していくことに加え、土台となる中期的な目標および戦略が必要と考えております。

このような認識のもと、SDGs目標の達成期限であり、社会の大きな転換期となることが予想される2030年を一つの到達点として、住友生命グループの全社、全従業員が目指すべき姿である「住友生命グループVision2030」(以下、「Vision2030」)を策定しました。
「Vision2030」では、住友生命グループが長期的に目指す姿として「日本・世界・地球未来のウェルビーイングに貢献し続ける保険会社グループ」を掲げるとともに、その実現に向けた2030年時点のありたい姿を「ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」としました。「お客さま」「社会」「ビジネスパートナー」「地球環境」「従業員」といったステークホルダーのウェルビーイングな姿を実現するため、2000万名の方々にウェルビーイングの価値を提供し、その中核となる「住友生命「Vitality」」の会員数を500万人に増やすことを目指してまいります。

その実現のため、「ウェルビーイング貢献領域」を設定し、「保険を通じた安心の提供」を中核に、「健康増進への貢献」や「充実した暮らしを支える」ことに取り組むほか、地域創生や地球環境といった社会課題の解決およびビジネスパートナーや従業員といったすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支えるための取組みを進めてまいります。こうした取組みを通じ、ステークホルダーからの信頼、支持を得ることにより、住友生命グループとしても持続的、安定的な成長を目指してまいります。

「Vision2030」の実現を大きな経営目標とする中で、2023年度からの新たな3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」については、「Vision2030」を実現するために、次の3年間に取り組むべき課題と対策をバックキャストする形で策定しました。厳しい経営環境が想定される中においても将来の飛躍に向けた投資を行うなど、「Vision2030」の実現に向けた軌道を確立するための取組みを着実に進めてまいります。本計画の達成に向けては、「サステナビリティ経営方針」に基づき定めるサステナビリティ重要項目に対する取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みを通じ、ウェルビーイングをお届けする領域を拡大してまいります。

具体的には、「ウェルビーイングデザインへの進化」において、保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを、販売チャネルに関わらず総合的に提供するとともに、地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる販売体制の確立を目指してまいります。「新規領域でのイノベーションの実現」においては、WaaSエコシステムで提供するサービスの開発に取り組み、実装に繋げるとともに、新規領域におけるサービスを充実させ、住友生命グループのサービスを受けていただけるお客さまの拡大を目指してまいります。「収益構造改革」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるための取組みを進めてまいります。資産運用では、許容可能な範囲内でのリスクテイク拡大による収益力の向上およびリスク管理強化等に取り組んでまいります。海外事業では、海外事業基本方針を改正し、グループ基礎利益における2030年の海外事業による貢献目標を設定し、新規M&Aの検討や出資先とのシナジー発揮等に取り組んでまいります。また、経営資源を有効に活用するため、人員等のリソースの最適化やコストコントロール等を通じた生産性向上により、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進めてまいります。「グループ戦略」においては、環境課題や人権課題の解決への取組みを住友生命グループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するための戦略をグループベースで策定し、住友生命グループとして一体感・相乗効果のある運営を推進してまいります。

さらに、これらの取組みを実現するための2つの推進エンジンとして、「人財共育」と「デジタル&データ」の取組みも進めてまいります。職員のウェルビーイングの向上や、住友生命グループ全体への人財共育の考え方の浸透および定着、多様な人財の活躍に向けたDE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)^{※24}の更なる推進等により、「人」の価値向上に取り組みるとともに、保険事務手続きのデジタル化や、各種データの活用等、人の力だけでは実現困難なことをデジタルとデータで補完する、「人とデジタルが融合」したサービスの提供を加速させてまいります。

※24 DE&I(Diversity, Equity & Inclusion)とは、多様な人財が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考え方です。D&I(Diversity & Inclusion)を一層効果的に進めるために、公平を意味する「Equity」という概念を加えております。

また、これらの取組みの基盤として、パーパス経営の社内内外への浸透や、不祥事故の根絶およびコンプライアンスの徹底を含むよりよい企業風土の醸成に取り組むとともに、今後予想される様々な事業リスクへの対策を検討することで、事業のサステナビリティを高めてまいります。
以上の取組みを着実に進めつつ、様々な環境の変化に適切に対応していくこと、「Vision2030」の実現を目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
	兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
個人保険	62 1090	58 0356	54 1042	51 0584
個人年金保険	15 0653	14 9289	14 7531	14 5040
団体保険	32 4466	33 0951	33 3001	33 3694
団体年金保険	2 5738	2 6665	2 7163	2 6999
その他の保険	2006	1967	2181	2658
保険料等収入	2 2243 03	2 1877 55	2 1431 99	2 2164 29
資産運用収益	7400 64	8160 10	8670 86	1 2030 13
保険金等支払金	1 8856 24	1 7460 05	1 7572 64	1 9631 19
経常利益	951 38	1556 34	1459 62	618 52
当期純剰余	493 37	547 33	583 42	1472 04
社員配当準備金繰入額	474 51	541 81	583 10	570 67
総資産	32 9511 05	35 4007 86	36 4433 23	35 2981 66

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
	兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
経常収益	3 4859 73	3 5177 15	3 5994 28	4 2254 99
経常利益	375 91	1182 23	1288 11	591 53
親会社に帰属する当期純剰余	52 07	269 65	456 05	1397 87
包括利益	246 20	5850 76	△4244 05	△8067 41
純資産額	1 5662 49	2 1038 68	1 6252 79	7602 27
総資産	38 6420 50	41 0940 86	42 9942 87	42 6624 08

(3)支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,497	1,528	31
海外駐在員事務所	3	3	0
計	1,592	1,623	31
代理店	509	514	5

(4)使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,672	10,511	△161	46	16	356
営業職員	34,691	33,554	△1,137	46		

(5)主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達状況

劣後特約付借入金により、2022年12月に500億円を調達しました。
2016年度に発行した劣後特約付社債840億円について、2022年12月に償還しました。

(7)設備投資状況

イ. 設備投資の総額 (単位:百万円)

設備投資の総額	金額
	91,078

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位:百万円)

内容	金額
八重洲セントラルタワー 保留床取得	37,291

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注)当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	37.94%
日本ビルファンドマネージメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699百万インドネシアルピア	39.99%
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,078百万シンガポールドル	23.22%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227百万ベトナムドン	22.08%

(注)当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社およびBaoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2022年4月1日	当社は、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社を設立し、同社は当社の子会社となりました。
2022年8月15日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはClio & Pierson, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年9月14日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Bermuda Re Ltd.を設立し、同社は当社の子会社となりました。
2022年9月28日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2022年11月9日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはHometown Plaza Retail Center, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年12月22日	当社の関連法人等である株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループは、名古屋証券取引所メイン市場に上場しました。
2023年3月16日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2023年3月28日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約5.3億円の増資の引受けを行うとともに、アイアル少額短期保険株式会社は、約2.7億円の減資を行いました。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員等の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 雅博*	取締役会長	指名委員 報酬委員	
高田 幸徳*	取締役	指名委員 報酬委員	
長瀧 研一	取締役	監査委員	
角 英幸*	取締役		
日下 和彦*	取締役		
山下 徹	取締役 (社外役員)	指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役
釜 和明	取締役 (社外役員)	監査委員長	・株式会社IHI 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役
森 公高	取締役 (社外役員)	監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役
片山 登志子	取締役 (社外役員)	監査委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
山本 謙三	取締役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役
白河 桃子	取締役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社サンワカンパニー 社外取締役 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2022年6月21日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2022年度執行役の報酬」を審議。「2022年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2022年7月5日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2022年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2022年8月5日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2022年11月17日	報酬委員会に「2022年度経営者報酬調査」、「金融業界各社の業績連動指標への非財務指標導入状況」を報告。
2022年12月20日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2023年2月9日	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。「業績連動指標への非財務指標導入に関する諸報告」を報告。
2023年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 釜 和明 森 公高 片山 登志子 山本 謙三 白河 桃子	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社のすべての取締役および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、「第三者訴訟」および「社員代表訴訟」の場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂D Yホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。

山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白河 桃子	株式会社サンワカンパニー 社外取締役 当社と株式会社サンワカンパニーの間に特別な関係はありません。 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会10回開催、うち10回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
釜 和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
森 公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会2回開催、うち2回出席 監査委員会11回開催、うち11回出席 報酬委員会1回開催、うち1回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山本 謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち12回出席 指名委員会10回開催、うち10回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白河 桃子	2022年7月5日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 指名委員会8回開催、うち8回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(注) 1. 片山登志子については、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会のうち、指名委員および報酬委員であった期間に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。また、2022年7月5日の監査委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。
2. 白河桃子については、2022年7月5日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。

(3)社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

報酬等合計	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
	6	103	—

4. 基金に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	212※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務(PBO)計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

(注)当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は304百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等(以下、「グループ」という)における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
 - b. 前記 a の方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。))以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(子会社等における事実を含む)
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実(子会社等における事実を含む)
 - (4) 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果(子会社等を対象とするものを含む)
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
 - c. 前記 b に掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・ 常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・ 各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・ 担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・ 監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要な費用でないことと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 出張旅費および図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
 - b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
 - d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
 - e. 前3項および前記 a から d までの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 2022年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・ 通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・ コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・ 指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・ 反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・ 各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・ 主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ① 責任準備金等の適切な積立
 - ② ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③ 法令等で定められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・ 主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・ 内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
- ・ このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

2022年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等遵守体制 ・ プリンシプルベースの運営において、各支社での教育・指導等の運営・取組み状況を確認し、一層の浸透を図り、リスクベースの運営において、重大事故未然防止のための予兆把握・営業職員等のコンプライアンス教育に取り組んだ。 ・ 当社および子会社における税務管理体制のさらなる充実につなげることを目的として、税務に関する基本方針・行動規範である「住友生命グループ税務ポリシー」を制定した。 ・ 保険募集管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事件等防止に向けて、コンプライアンス教育およびA1を活用したモニタリング・予兆把握等を実施した。 ・ 支社・本社部門間の連携および支社サポートの強化によりコンプライアンス指導・管理の実効性を高めた。 ・ 代理店部門とコンプライアンス統括部の連携を強化し、モニタリングの実効性を高めた。 ・ 損保に係る不祥事件が前年比大幅に増加しており、三井住友海上社と連携した「損保クオリティ向上運営」を継続実施するとともに、コンプライアンス統括部との連携を強化し再発防止に向けた指導・教育の実効性を高めた。
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑わしい取引・利益相反・法人関係情報の管理・FATCA(注)報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 (注) FATCAとは外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境コンプライアンス <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に社外からのセクシャル・ハラスメントを含む事例の共有等を通じた注意喚起および動画教材等を通じた教育を行った。 ・ 内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正公益通報者保護法および指針の公表内容を踏まえて規定を改正の上、各組織の「業務従事者」に対する指導を徹底した。 ・ 内部通報の状況を踏まえ、管理職を対象に職場環境向上に向けた資料の提供および研修の実施を行ったほか、「理想の職場づくり」に向けた取組みに係るトップメッセージを発信した。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合報告書について、価値創造ストーリーを分かり易く示す特集を掲載し、気候変動を含むサステナビリティに関する情報を充実させるとともに、新しく人的資本の項目を設けて各指標について開示を行った。 ・ 読み手として想定するステークホルダーへの発信と対話に活用するため、統合報告書と整合的かつ補完的な形で、サステナビリティレポート、責任投資活動報告書、消費者志向コミュニケーションブックを発刊した。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報保存・管理	・紙利用ガイドラインの周知を行うとともに、新東京本社への移転に伴い、書類の削減、既存書類の電子化を推進し、新東京本社の格納保存量を築地本社比で8割以上削減した。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
 (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
 b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーションリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 危機発生時の具体的な対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、様々なリスクを全社的な観点から統合的に評価し経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、新型コロナウイルス感染症に加え、米国のインフレ・利上げやウクライナ・台湾を巡る情勢等、足もとの国内外の情勢による影響も含めて、定期的に状況や影響を評価・モニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 2022年6月に金融庁より公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」を踏まえ、内部管理で使用するE S R(注1)の見直しを行った。 統合的リスク管理等の取組状況は、O R S A(注2)レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。(注1) Economic Solvency Ratioの略。(注2) Own Risk and Solvency Assessmentの略。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 検知・対応・復旧の強化を目的に、ツールを用いた脆弱性調査の高頻度化・自動化、リスクの高いクラウドサービス利用の検知、テレワークの拡大を踏まえた端末への高度なサイバー攻撃検知ソフトの導入等によるセキュリティ強化を実施した。 サイバーセキュリティ専門人材の育成・増員に向けた研修・訓練等の実施、経営向けレポートの強化、サイバー攻撃対応演習への参加等を通じて態勢を強化した。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 2023年1月以降、新東京本社への移転を円滑に遂行し、移転後の危機管理体制および業務継続計画の策定、大規模災害等対策マニュアルの見直しを行うとともに、内容について東京本社ビルオフィスマニュアルに反映し、全社への共有を行った。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
 b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
 c. I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。 1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振り返りを実施している。 「I Tガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。 I T戦略委員会において、I T戦略およびI T投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、適切な資料作成および説明を実施した。 社外取締役経営協議会等の実施を通じて、重要な経営課題に関する議論の充実および社外取締役と経営陣の意見交換の充実を図った。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 「スミセイ中期経営計画2022」の遂行状況や外部環境を踏まえ、2030年のありたい姿とそれに向けた戦略を示す「住友生命グループVision2030」ならびに「スミセイ中期経営計画2025」および「2023年度経営計画」を策定した。 上記計画の策定にあたっては、2度に亘る社外取締役経営協議会および審議委員会において、社外有識者から意見を収集した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 投資案件に関するコスト対効果の事前検証、モニタリング、事後評価を実施し、既存経費の支出抑制等に向けて継続して取り組んだ。 システム投資については、第三者評価を継続実施し、投資コストの最適化・ガバナンスの強化のさらなる推進を図った。 2025年に導入が検討されている経済価値ベースの資本規制について、導入を見据えた体制の検討、フィールドテスト等を通じた分析を進めるなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の動向等を踏まえた対応を行った。

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
 (1) 法令等遵守体制
 (2) 保険数理管理体制
 (3) リスク管理体制
 (4) 外部委託体制
 (5) 内部監査体制
 b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
 (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
 c. 必要に応じて当社役員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を策定し、各社に周知している。 グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、2022年度からグループベースの経営管理を実施している。 事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。 国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 	
2022年度における主な取組み	
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、適切な資料作成および説明を実施した。 社外取締役経営協議会等の実施を通じて、重要な経営課題に関する議論の充実および社外取締役と経営陣の意見交換の充実を図った。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 「スミセイ中期経営計画2022」の遂行状況や外部環境を踏まえ、2030年のありたい姿とそれに向けた戦略を示す「住友生命グループVision2030」ならびに「スミセイ中期経営計画2025」および「2023年度経営計画」を策定した。 上記計画の策定にあたっては、2度に亘る社外取締役経営協議会および審議委員会において、社外有識者から意見を収集した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 投資案件に関するコスト対効果の事前検証、モニタリング、事後評価を実施し、既存経費の支出抑制等に向けて継続して取り組んだ。 システム投資については、第三者評価を継続実施し、投資コストの最適化・ガバナンスの強化のさらなる推進を図った。 2025年に導入が検討されている経済価値ベースの資本規制について、導入を見据えた体制の検討、フィールドテスト等を通じた分析を進めるなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の動向等を踏まえた対応を行った。

- ⑥内部監査の実効性を確保するための体制
 内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
 a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会が決議した「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた中期計画の内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査人協会(注)」が定める内部監査の国際基準に基づく定期的自己評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認した(国際基準では5年に1度の外部評価と定期的な自己評価を求めている)。 内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2022年度の新規取得者は5名で、取得者数(24名)は2022年度末在籍比目標25%以上に対し36.4%と目標を達成した。 2021年度に引き続き、テーマ監査主体の内部監査へシフトを図り、よりリスクの高い領域に重点的に監査資源を配分し、12個のテーマ監査を実施した。 支社等監査の総合評定において、従来の評定上による評定(準準拠性検証評定)に加え、態勢検証評定を新たに導入した。(注)「内部監査人協会(I I A)」は米国に本部を置き、内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

- 取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- 国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対して取締役をそれぞれ派遣するとともに、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。

2022年度における主な取組み	
グループガバナンスに関する内部統制システム高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 「グループ経営管理基本方針」および法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託管理、内部監査の各体制におけるグループベースの管理方針に基づき、子会社等から報告を受け、各社の経営管理体制の整備・運用状況について確認を行い、取締役会等に報告した。 グループ法令等遵守体制について、グループ法令等遵守方針に定める「グループ各社が則るべき事項」[推進する法令等遵守事項]の体制面の状況を確認し、適切な対応が実施されており、体制面に特段の問題はないこと、およびグループ全体に影響をおよぼすような法令等遵守上の問題は発生していないことを確認した。 グループ保険数理管理体制について、所管部署内にグループ全体の保険数理事項の適切性確保の状況を把握・評価する機能を設置した上で、グループ全体の保険数理に関する体制整備・運用状況の把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 グループリスク管理体制について、グループ各社の統合的リスク管理体制の整備・運用状況について把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 グループ外部委託体制について、グループ各社の外部委託管理体制の整備・運用状況の把握・評価を実施し、特段の問題がないことを確認した。 グループ内部監査体制について、内部監査部門を有する子会社の内部監査体制が、各社の規模や業務特性に応じて適切に整備されていることを確認した。また、グループベースで内部監査計画を策定し、当社および子会社内部監査部門が実施した内部監査結果を併せて取締役会等に報告した。 I A I G(注1)に対するコムフレーム(注2)要件と当社体制のギャップについて、優先順位をつけて順次、追加的な体制整備等の検討を進めた。(注1) Internationally Active Insurance Groupの略。(注2) 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みのこと。
子会社等海外子会社等	<ul style="list-style-type: none"> 子会社等 <ul style="list-style-type: none"> 子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポートを徹底するとともに、国内子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じて必要な指導を実施した。 国内子会社等における「住友生命グループ行動規範」の浸透・実践に向けた取組みを促すとともに、SDGs達成に向けたGHG排出量削減目標への対応等の取組みおよび「住友生命グループ人権方針」に基づく取組み等、グループベースでのサステナビリティの取組みを推進した。 海外子会社等 <ul style="list-style-type: none"> 各社の取締役会等を通じて「経営上の重要事項」や「重要な業務執行」のコントロールを行った。 部門別会議等を適宜実施し、派遣取締役やチェックシートを通じた情報収集に努めた。また、各社が策定した各種計画等に対するモニタリングを通じて、その時々々の経営状況を正確に把握し、取締役会等に報告した。 長期化する新型コロナウイルス感染症等による各社の経営への影響をきめ細かくモニタリングし、必要に応じた対応策の実施をサポートした。

- ⑦お客さま本位の業務運営を実現するための体制
 お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。 お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。 「C X戦略会議」を設置し「C X取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> 行動規範実践テーマを「心理的安全性」を確保し「対話」と「行動」できる組織・チームづくり)に設定し、各部門での取組支援を実施するとともに、各部の運営の中に意識して「対話と行動」の場面を探り入れるなど、部門横断的・全社一体的な運営を推進した。 行動規範を軸とするより良い企業文化・組織風土の醸成に向け、企業文化P Tにおいて、各種アンケートを活用して職員の声を総合的に収集し現状を把握した上で、企業理念を企業文化として体現するための今後の方向性を策定した。 収集したお客さまの声を、関連部門の視点も踏まえて分析および課題整理を行うとともに、「感謝の声」や苦情に基づく改善事例について、全社で事例共有を図る体制を構築している。
保険契約管理 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大等により給付金請求やコールセンター受電が増加したが、人員増強やシステム対応による効率化等を実施し、全般として安定的に事務を遂行した。 デジタル手続きの活用促進に向けて「サービス部門デジタル運営」の取組みを推進した。保全の電子化利用率は着実に向上しているものの、さらなる活用推進を図る方針としている。 事務効率化に向け、ハンド事務機械化・RPA(注1)化を進めるとともに、社外ベンダーや関係部門と連携しつつ、お客さまサービスの向上や業務効率化等に資する新技術・新サービスの研究やPoC(注2)を継続推進した。(注1) Robotic Process Automationの略で、人がパソコン上で日常的に行っている事務作業を自動化すること。(注2) Proof of Conceptの略で、新しいアイデア、技術、コンセプト等の実現可能性やそれによって得られる効果などについて検証すること。
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> 毎月開催している苦情対応事例の共有を目的とする勉強会において、少人数で双方向のコミュニケーションをとる運営を開始し、苦情解決プロセスの共有、将来的な苦情対応を見据えた改善点模索、新たな視点の共有の実効性を高める体制を構築した。 本社担当者が直接折衝を行う本社直接折衝体制を通じ、苦情の内容や状況に応じて専門的な見地から迅速・柔軟に対応を行う運営を継続実施した。 募集代理店との苦情意見交換会に、苦情管理部門が参加し苦情事例を共有する運営を継続実施した。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法の周知徹底と実務への影響の注意喚起を実施した。 DX推進・データ利活用に際しての積極的なリーガルサポート、およびリスクベースの考えに基づくデジタルツール利用状況のモニタリングを実施した。 情報漏えい事故の未然防止に向けた人財育成を実施するとともに、リスクベースの考えに基づく個別指導・個別支援を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> 重要な委託の定義を明確化し、該当する場合は各都にて委託契約に沿ったサービスが行われない場合におけるコンティンジェンシープランを策定した。 外部委託先に交付する「取引活動におけるガイドライン」を制定し、ガイドラインに沿った取組みを確認する人権デュー・ディリジェンスの運営を開始した。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> 「責任投資に関する基本方針(旧: スチュワードシップ活動の基本的考え方)」「議決権行使ガイドラインとその背景となる考え方」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 株主としての議決権行使に関し、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

- ⑧内部監査の実効性を確保するための体制
 内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
 a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会が決議した「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた中期計画の内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査人協会(注)」が定める内部監査の国際基準に基づく定期的自己評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認した(国際基準では5年に1度の外部評価と定期的な自己評価を求めている)。 内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2022年度の新規取得者は5名で、取得者数(24名)は2022年度末在籍比目標25%以上に対し36.4%と目標を達成した。 2021年度に引き続き、テーマ監査主体の内部監査へシフトを図り、よりリスクの高い領域に重点的に監査資源を配分し、12個のテーマ監査を実施した。 支社等監査の総合評定において、従来の評定上による評定(準準拠性検証評定)に加え、態勢検証評定を新たに導入した。(注)「内部監査人協会(I I A)」は米国に本部を置き、内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

- ⑨内部監査の実効性を確保するための体制
 内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
 a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会が決議した「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた中期計画の内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査人協会(注)」が定める内部監査の国際基準に基づく定期的自己評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認した(国際基準では5年に1度の外部評価と定期的な自己評価を求めている)。 内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2022年度の新規取得者は5名で、取得者数(24名)は2022年度末在籍比目標25%以上に対し36.4%と目標を達成した。 2021年度に引き続き、テーマ監査主体の内部監査へシフトを図り、よりリスクの高い領域に重点的に監査資源を配分し、12個のテーマ監査を実施した。 支社等監査の総合評定において、従来の評定上による評定(準準拠性検証評定)に加え、態勢検証評定を新たに導入した。(注)「内部監査人協会(I I A)」は米国に本部を置き、内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

- ⑩内部監査の実効性を確保するための体制
 内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
 a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会が決議した「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた中期計画の内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等 このほか、2022年度においては次の取組みを行っている。 	
2022年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査人協会(注)」が定める内部監査の国際基準に基づく定期的自己評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認した(国際基準では5年に1度の外部評価と定期的な自己評価を求めている)。 内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2022年度の新規取得者は5名で、取得者数(24名)は2022年度末在籍比目標25%以上に対し36.4%と目標を達成した。 2021年度に引き続き、テーマ監査主体の内部監査へシフトを図り、よりリスクの高い領域に重点的に監査資源を配分し、12個のテーマ監査を実施した。 支社等監査の総合評定において、従来の評定上による評定(準準拠性検証評定)に加え、態勢検証評定を新たに導入した。(注)「内部監査人協会(I I A)」は米国に本部を置き、内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

- 2022年8月2日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2022年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2023年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
- 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - 2022年5月23日、審議委員会を開催し、2021年度決算案および事業概況等について報告しました。
 - 2022年11月21日、審議委員会を開催し、2022年度上半期事業概況、次期中期経営計画および「住友生命グループVision2030」等について報告しました。
- 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,697名のご契約者に出席いただきました。
- 当年度末現在の社員数は6,794,814名、総代数は177名です。

<商品に関する事項>

2023年3月23日、「継続入院収入サポート特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。

- ・継続して14日入院した場合に、3か月程度の収入保障見合いの一時金として継続入院給付金をお支払いします。
- ・2回目以後の継続入院給付金は、前回の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院期間の初日から起算して3か月を経過した日以降に継続して14日入院したときにお支払いします(支払限度は20回)。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

中期経営計画に掲げる「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

- CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスマセイ「Vitality Action」を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
- 子育て支援事業として、16回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を全国48団体で実施しました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施し、お渡しした画用紙枚数、応募作品数等に応じた金額を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しました。
- 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2022年度は職員のボランティア活動においてもGHG排出量削減に貢献する活動を重点項目として取り組みました。なお、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するため、2023年3月に、住友生命グループが排出するGHG排出量の2050年ネットゼロを目標することを決定するとともに、2030年のグループ削減目標の設定ならびに住友生命単体の削減目標の見直しを行いました。
- 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。コロナ禍の取組みとして、自宅で作成したグリーティングカード等を寄付する「おうちヒューマニー」等、「時間・場所にとらわれない活動」を推進し、多くの職員が活動を行いました。また、全社の各推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会をオンラインで実施しました。その他、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
- 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援するとともに、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品(似顔絵)を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」で積み立てたポイントに応じた寄付および贈呈式を開催しました。2022年9月の大会会場では、美浜町長および美浜町の子どもたちを招待し、スナックゴルフセットの寄贈式を開催し、2023年3月には東京本社にて、公益財団法人日本環境協会を招待し、その取組み事業である「こどもエコクラブ」への寄付贈呈式を開催する等、ゴルフを通じた社会貢献活動を進化させました。
- 毎週土曜日の朝行われるコミュニティイベントであるparkrunは、どなたでも参加費無料でウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできます。当社は、日本における唯一のオフィシャルスポンサーとして、年齢や性別、運動能力にかかわらず、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
- 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億9910万4650円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に8037万2013円、子育て支援・次世代応援事業に1億2955万9758円、地球環境保全事業に1000万円、地域社会関連事業に439万5154円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に377万7725円です。